

# 岩手県建築士事務所指導要綱

平成28年3月25日建住第1335号

## (目的)

第1条 この要綱は、建築士事務所の開設者等に対する指導に関し必要な事項を定め、その知識及び技能の維持向上並びに業務の適正化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 建築士事務所の開設者等とは、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条の5第1項の規定による建築士事務所の開設者及び法第24条第2項の規定による管理建築士をいう。

2 岩手県指定講習とは、建築士を対象とする講習の指定に関する規程（昭和61年11月25日付け岩手県告示第1112号）により岩手県知事が指定した講習をいう。

## (建築士事務所の開設者等の責務)

第3条 建築士事務所の開設者は、法第23条に規定する設計等の業務と他の業務を兼務する場合は、設計等の業務内容と他の業務内容とを明確に区分しなければならない。

2 建築士事務所の開設者は、法第23条に規定する設計等を行う場合には、法第25条の規定に準じた適正な報酬をもって書面による契約を締結するよう努めなければならない。

3 建築士事務所の開設者等は、建築士事務所として必要な装備の充実に努めなければならない。

## (知識及び技能の維持向上)

第4条 管理建築士、管理建築士になろうとする者及び建築士事務所に所属する管理建築士以外の建築士は、業務に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、岩手県指定講習の受講に努めるものとする。

## (登録の申請、変更の届出及び廃業等の届出)

第5条 法第26条の4第1項の規定により読み替えて準用する法第23条の2の規定による登録申請者は、同条の登録申請書に法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「省令」という。）第19条に定める添付書類のほか別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。

2 建築士事務所の開設者は、法第26条の4第1項の規定により読み替えて準用する法第23条の5第1項又は第2項の規定による変更の届出に別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 法第23条の7各号に定める者は、法第26条の4第1項の規定により読み替えて準用する法第23条の7の規定による廃業等の届出に別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

## (雑則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成28年3月25日建住第1335号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 建築士事務所登録申請書の添付書類(第5条第1項関係)

添付書類	摘要	新規		更新	
		個人	法人	個人	法人
登録申請者関係					
登録申請者としての権限を有することを証する書類	※登録申請者が法人の代表者でない場合  ・登録申請者が建築士事務所の登録申請者及び開設者としての権限を有する(若しくは委任されている)ことを証する書類		○		○
事務所関係					
事務所の付近見取図	・方位、道路及び目標となる地物を明示したもの	○	○	○	○
事務所の所在地を証する書類	※事務所の所在地が登録申請者(個人)の住所と同じ場合  ・運転免許証の写し、 健康保険被保険者証の写し、 住民票(マイナンバー(*1)を記載していないもの)、など ※事務所の所在地が登録申請者の住所(個人)又は所在地(法人)と異なる場合  〔自己所有の場合〕 ・不動産登記事項証明書(建物)、など 〔賃貸借の場合〕 ・賃貸借契約書の写し、など 〔その他の場合〕 ・その他事務所の所在地を証する書類	○		○	
事務所の写真					
①外部	・事務所の外観を写したもの	○	○	○	○
②内部	・事務所の内観を写したもの	○	○	○	○
③標識	・建築士事務所としての必要な装備を写したもの ・事務所外部の写真で、掲示位置がわかるもの ・標識を写したもの			○	○
管理建築士関係					
管理建築士が岩手県指定講習を受講したことを証する書類	・登録申請日前1年以内に岩手県指定講習を受講したことを証する書面の写し	○	○	○	○

(備考)

\*1 マイナンバー

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5号に規定する個人番号のこと。

別表第2 建築士事務所登録事項変更届の添付書類(第5条第2項関係)

添付書類	摘要	事務所の名称		事務所の所在地		開設者の氏名(個人)又は名称(法人)		法人の役員(代表者)		法人の役員(代表者以外)		管理建築士		所属建築士	
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
開設者関係															
開設者の略歴を記載した書類(省令第六号 添付書類(ロ))									○		○				
法第23条の4第1項各号及び第2項各号に関する開設者の誓約書(省令第六号 添付書類(ハ))									○		○				
定款					○		○								
登記事項証明書					○		○		○		○				
開設者の氏名が変更したことを証する書類	・戸籍謄本(又は抄本)						○								
開設者としての権限を有することを証する書類	※開設者が法人の代表者でない場合 ・開設者が建築士事務所の開設者としての権限を有する(若しくは委任されている)ことを証する書類										○				
事務所関係															
事務所の付近見取図	・方位、道路及び目標となる地物を明示したもの				○	○									
事務所の所在地を証する書類	※事務所の所在地が開設者(個人)の住所と同じ場合 ・運転免許証の写し、健康保険被保険者証の写し、住民票(マイナンバー(*1)を記載していないもの)、など ※事務所の所在地が登録申請者の住所(個人)又は所在地(法人)と異なる場合 〔自己所有の場合〕 ・不動産登記事項証明書(建物)、など 〔賃貸借の場合〕 ・賃貸借契約書の写し、など 〔その他の場合〕 ・その他事務所の所在地を証する書類					○									
事務所の写真															
①外部	・事務所の外観を写したもの					○	○								
②内部	・事務所の内観を写したもの ・建築士事務所としての必要な装備を写したもの					○	○								
③標識	・事務所外部の写真で、掲示位置がわかるもの ・標識を写したもの					○	○								
管理建築士関係															
管理建築士の略歴を記載した書類(省令第六号 添付書類(ロ))													○	○	
管理建築士が受講した法第24条第2項に規定する講習の修了証の写し													○	○	
管理建築士が岩手県指定講習を受講したことを証する書類	・登録申請日前1年以内に岩手県指定講習を受講したことを証する書面の写し												○	○	

別表第3 建築士事務所廃業等届の添付書類(第5条第3項関係)

添付書類	摘要	個人	法人
建築士事務所の開設者が死亡したとき(法第23条の7第2号関係)			
相続人であることを証する書類	・戸籍謄本(抄本)、除籍謄本(抄本)、など	○	
死亡したことを証する書類			
建築士事務所の開設者について、破産手続開始の決定があったとき(法第23条の7第3号関係)			
破産管財人であることを証する書類	・破産手続開始決定の通知書の写し	○	○
破産手続開始の決定があったことを証する書類			
建築士事務所の開設者である法人が、合併により解散したとき(法第23条の7第4号関係)			
法人を代表する役員であった者であることを証する書類	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書)		○
法人が合併により解散したことを証する書類			
建築士事務所の開設者である法人が、破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき(法第23条の7第5号関係)			
法人の清算人であることを証する書類	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書)		○
法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したことを証する書類			